

さい子ども会規約

第1条（名称及び所在地）

本会の名称は、「さい子ども会」といい、本会所在地は代表宅に置く。

第2条（目的）

本会はすべての子どもと保護者に対する福祉の向上、および地域社会とともに子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする。

第3条（会員の種別）

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する個人または法人とし、以下の一般会員、運営会員、サポーター会員に区分する。

（1）**一般会員**：以下のいずれかに該当する個人

① 子ども会員：18歳未満の児童

② 育成会員：子ども会員の保護者

※但し、子ども会員の保護者は、1名以上は育成会員または運営会員とならなければならない。

（2）**運営会員**：子ども会員の保護者、および本会の趣旨に賛同する個人のうち、本会の運営を担う意志を持ち、次条第2項に基づく役員会の承認を得た個人

（3）**サポーター会員**：本会の趣旨に賛同し、賛助するために入会する個人または法人

第4条（入会および承認）

本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表に申し込むものとする。

2. 運営会員への入会（または一般会員からの種別変更）を希望する者は、前項の申し込みの

後、役員会の承認を得なければならない。

第5条（会員の権利と義務）

子ども会員は、後述の子ども会員部会の議決権を持つ。

2. 運営会員は、総会の議決権を持ち、本会の運営に責任を持つ。
3. すべての会員は、本会の事業に優先的に参加することができる。
4. すべての会員は、本会を利用して政治的、宗教的活動を行ってはならない。
5. サポーター会員の範囲と業務（権利と義務）は、別に定める細則による。

第6条（退会および資格喪失）

会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届を提出したとき
- （2）本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき
- （3）継続して2年以上会員継続の意思を示さなかったとき

第7条（会員名簿）

代表はさい子ども会の会員名簿を作成し、会員の入会、退会にあたっては遅滞なく名簿の修正を行う。

第8条（役員）

本会に、運営会員のうちより次の役員を置く。

- （1）代表：1名
- （2）副代表：若干名

(3) 会計：1名（兼任可）

2. 役員の選出は、総会において自薦他薦を問わず選挙又は推薦により選出する。

3. 役員の任期は、1カ年とする。但し、再任は妨げない。

第9条（役員の任務）

代表は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その任務を代行する。

3. 会計は本会の収支会計をつかさどる。

第10条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業をすべての会員で行う。

(1) 子ども会員部会の活動を援助し、指導する事業。

(2) 地域の人々のつながりを作り、深める事業。

(3) さい子ども会の望ましい発展を図るための事業。

(4) その他子どもの育成に必要と認める事業。

第11条（会計）

本会の経費は、会員の会費、寄付金、助成金、事業収入及びその他の収入とする。

2. 子ども会員、育成会員の会費は不要とし、運営会員の会費は総会により決定する。

3. 本会の支出は、本会の目的に沿い正しく経理し、収入予算計画の範囲で各々分類しなければならない。

4. 本会の備品は、これを大切に扱い補充、修理を怠らない。

5. 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

6. 前項の特別会計に係わる経費は、一般会計と区分して整理するものとする。
7. 本会は、剰余金の分配を行わない。
8. 本会が解散した場合に残余する財産は、総会の議決を経て、国または地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人等に寄付するものとする。

第12条（会議）

本会の会議は、総会および役員会とし、代表が召集する。

2. 総会は、毎年1回以上開催し、次の事項について審議する。
 - （1）規約の制定および変更
 - （2）事業および収支決算報告
 - （3）事業計画および収支予算
 - （4）役員の選出
 - （5）その他、本会運営上の重要事項
3. 役員会は、必要に応じて開催し、上記以外の事項について審議する。
4. 本会の会議の議決は、その会議の出席者の過半数の同意を必要とする。
5. 総会または役員会は、議決権を行使できるすべての会員が書面ないし電磁的方法によって議案である提案に同意する場合には、その提案を可決した総会または役員会があったものとみなす。
6. 総会、役員会の事項は議事録をもって記録する。
7. 議事録は代表が作成し、会員から依頼のあった際は速やかに開示できるよう保管する。

第13条（子ども会員部会）

本会事業のうち、子ども会員による自主的な活動を行うために子ども会員部会を設置する。

2. 子ども会員部会に関し必要な事項は、総会の承認を得て別に定める。

第14条（事業年度・会計年度）

本会の事業および会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第15条（規約改正）

本会の規約は、総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

第16条（雑則）

本会の運営に関し必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定めることができる。

2. 役員会は細則を制定し又は改廃した場合は、次の総会で報告する必要がある。

第17条（活動に対する保護者の責任）

さい子ども会活動に参加する育成会員、運営会員はすべて活動中の事故防止に努めるが、重大な過失がない限り、子ども会員の不測の事故などの責任は該会員の保護者が負うこととする。

2. 小学校入学未満の子ども会員のさい子ども会活動への参加については、保護者である育成会員の参加を必須とする。また、小学生以上であっても、活動内容により保護者である育成会員、もしくは運営会員の参加を必須とすることができる。

付則

1. 規約規定当初の事業年度は、第14条の定めにかかわらず、規約施行日から令和2年3月31日までとする。

2. この規約は平成31年4月15日から施行する。

3. 令和5年4月1日 一部改定

4. 令和5年12月20日 一部改訂（会員種別、役員名称の変更）

5. 令和6年4月1日 一部改訂（穠子ども会をさい子ども会に変更）

6. 令和8年5月20日 一部改訂（会員規定および承認手順の見直し）

（規約の廃止）

この規約の施行に伴い、「穠子供会規約」は廃止する。

この規約の施行に伴い、「穠子供会育成会規約」は廃止する。